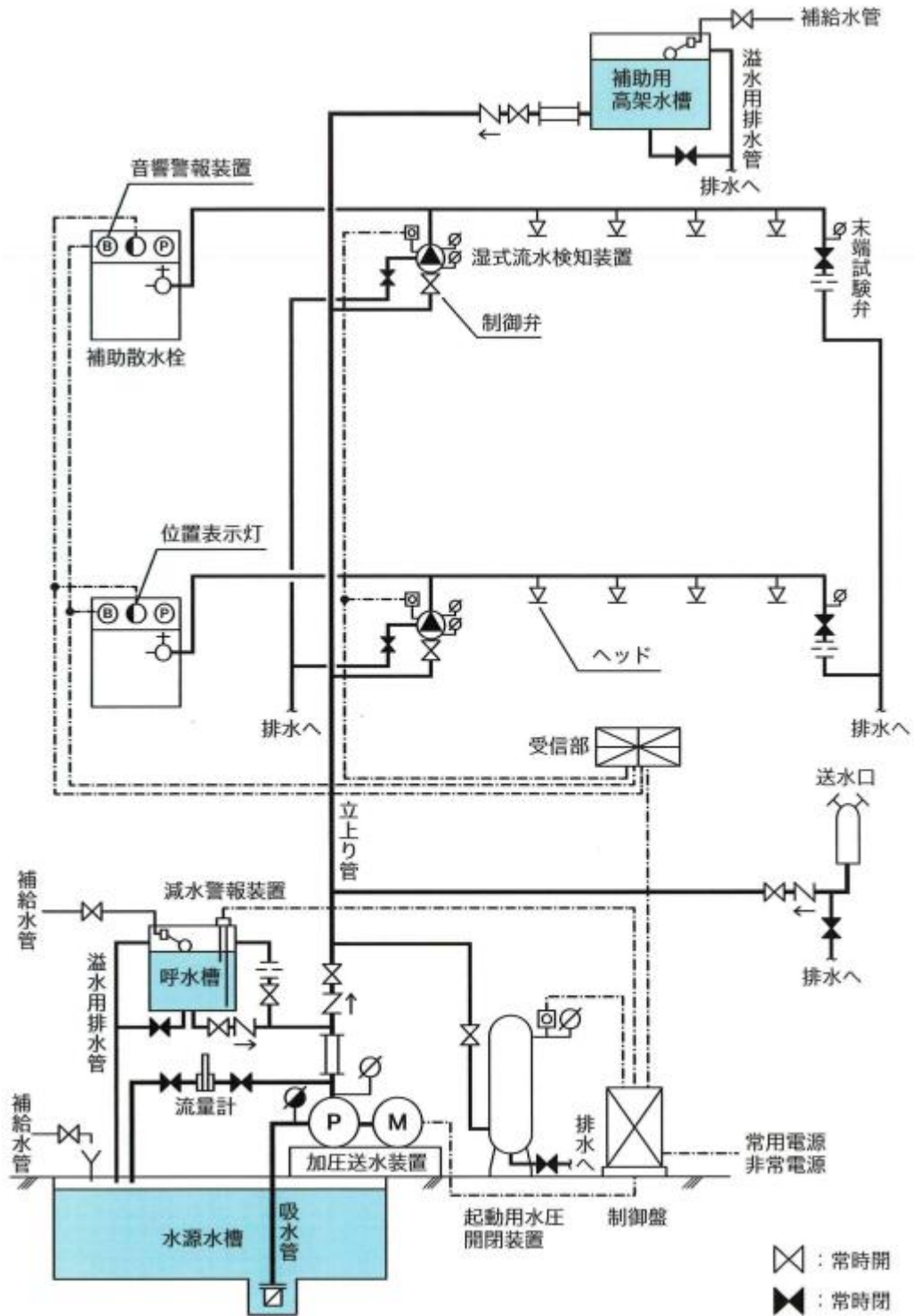


第4 スプリンクラー設備(閉鎖型ヘッドを用いるスプリンクラー設備)

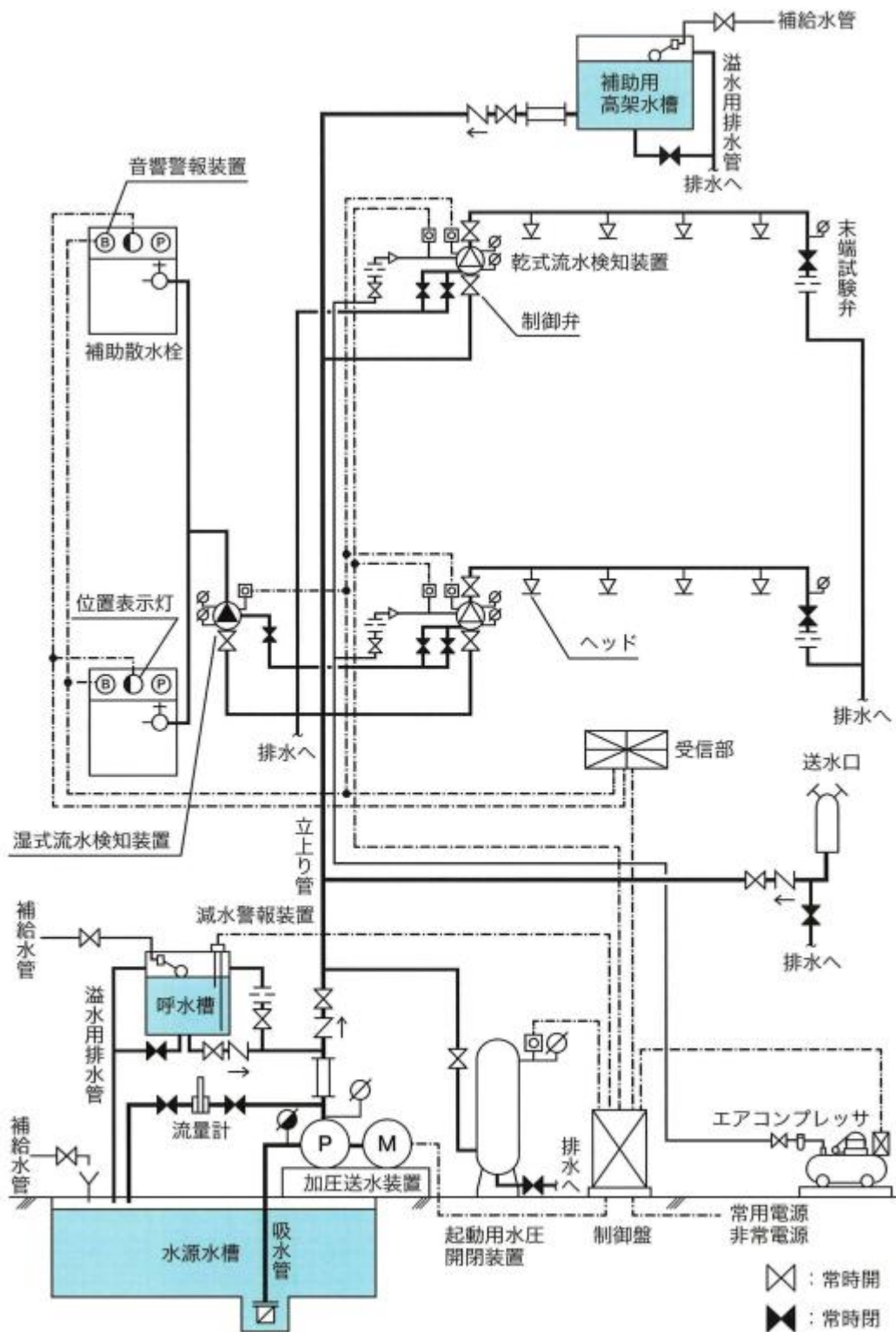
1 主な構成

(1) 湿式流水検知装置を用いる方式のもの(以下「湿式スプリンクラー設備」という。第4-1図参照)



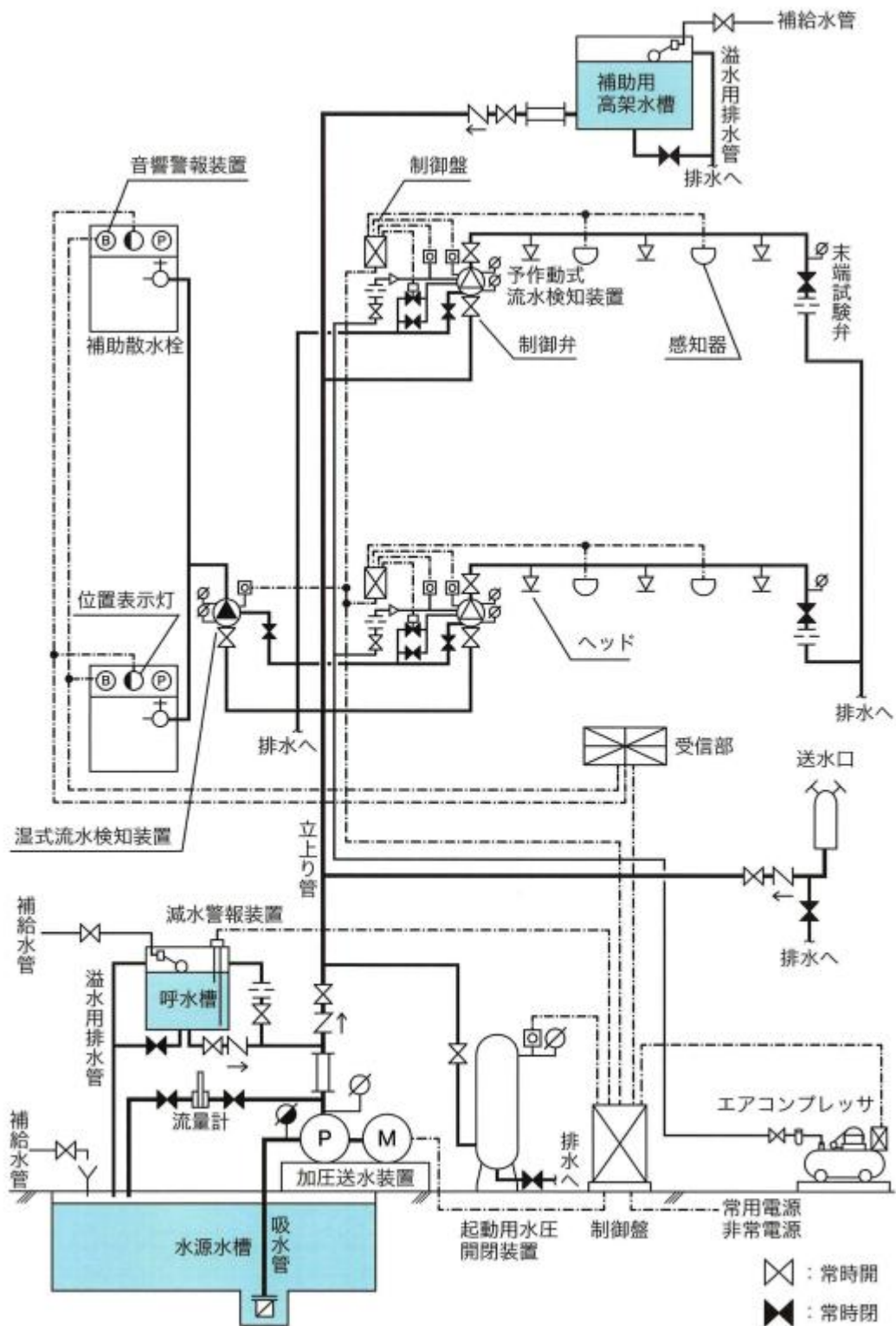
第4-1図

(2) 乾式流水検知装置を用いる方式のもの(以下「乾式スプリンクラー設備」という。第4-2図参照)



第4-2図

(3) 予作動式流水検知装置を用いる方式のもの(以下「予作動式スプリンクラー設備」という。第4-3図参照)



第4-3図

2 用語の定義

この章において用いる用語の定義は、次による。

(1) 閉鎖型スプリンクラーヘッド(以下この項において「ヘッド」という。)

ア 「感度種別」とは、閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令(昭和40年1月自治省令第2号。以下「閉鎖型ヘッド規格省令」という。)第12条に規定する感度の種別をいう。

イ 「有効散水半径」とは、閉鎖型ヘッド規格省令第14条に規定する有効散水半径をいう。

ウ 「標準型ヘッド」とは、加圧された水をヘッドの軸心を中心とした円上に均一に分散するヘッドをいう。

エ 「高感度型ヘッド」とは、火災を早期に感知し、かつ、広範囲に散水することができる標準型ヘッドで感度種別が1種であり、かつ、有効散水半径が2.6m以上であるもの

オ 「小区画型ヘッド」とは、標準型ヘッドのうち、加圧された水を閉鎖型ヘッド規格省令第14条第2号イに規定する範囲内及び同号ロに規定する壁面の部分に分散するヘッドをいう。

カ 「水道連結型ヘッド」とは、小区画型ヘッドのうち、配管が水道の用に供する水管に連結されたスプリンクラー設備に使用されるヘッドをいう。

キ 「側壁型ヘッド」とは、加圧された水をヘッドの軸心を中心とした半円上に均一に分散するヘッドをいう。

ク 「デフレクター」とは、放水口から流出する水流を細分させる作用を行うものをいう。

ケ 「標示温度」とは、ヘッドが作動する温度としてあらかじめヘッドに表示された温度をいう。

(2) 「流水検知装置」とは、湿式流水検知装置、乾式流水検知装置及び予作動式流水検知装置をいい、本体内の流水現象を自動的に検知して、信号又は警報を発する装置をいう。

ア 「湿式流水検知装置」とは、一次側(本体への流入側で弁体までの部分をいう。以下この項において同じ。)及び二次側(本体からの流出側で弁体からの部分をいう。以下この項において同じ。)に加圧水又は加圧泡水溶液(以下この項において「加圧水等」という。)を満たした状態にあり、ヘッド又は一斉開放弁その他の弁(次号において「ヘッド等」という。)が開放した場合、二次側の圧力低下により弁体が開き、加圧水等が二次側へ流出する装置をいう。

イ 「乾式流水検知装置」とは、一次側に加圧水等を、二次側に加圧空気を満たした状態にあり、ヘッド等が開放した場合、二次側の圧力低下により弁体が開き、加圧水等が二次側へ流出する装置をいう。

ウ 「予作動式流水検知装置」とは、一次側に加圧水等を、二次側に空気を満たした状態にあり、火災報知設備の感知器、火災感知用ヘッドその他の感知のための機器(以下この項において「感知部」という。)が作動した場合、弁体が開き、加圧水等が二次側へ流出する装置をいう。

(3) 「圧力検知装置」とは、ヘッド又は火災感知用ヘッドが作動した場合、これらのヘッドの空気圧若しくは水圧の低下又は上昇の現象を検知して、警報を発し、又は警報を発するとともに加圧送水装置を起動させる装置をいう。

3 加圧送水装置

加圧送水装置(圧力水槽を用いるものを除く。)は、次によること。

(1) ポンプを用いる加圧送水装置

ア 設置場所

設置場所は、政令第 12 条第2項第6号の規定によるほか、第2屋内消火栓設備3(1)を準用すること。

イ 機器

機器は、省令第 14 条第1項第 11 号の規定によるほか、第2屋内消火栓設備3(2)を準用すること。

ウ 設置方法

設置方法は、省令第 14 条第1項第 11 号の規定によるほか、第2屋内消火栓設備3(3)を準用すること。

なお、一のスプリンクラー設備に、異なる種別のヘッド又は方式が用いられる場合のポンプの吐出量は、それぞれのヘッド又は方式ごとに第4-9表に基づき計算した値のうち、最大の値となる吐出量とすること。

エ ヘッドにおける放水圧力が 1.0MPa を超えないための措置

省令第 14 条第1項第 11 号ニに規定する「スプリンクラーヘッドにおける放水圧力が1MPaを超えないための措置」は、第2屋内消火栓設備3(4)(ウを除く。)を準用すること。

(2) 高架水槽を用いる加圧送水装置

ア 設置場所

設置場所は、政令第 12 条第2項第6号の規定によるほか、第2屋内消火栓設備3の2(1)を準用すること。

イ 機器

機器は、省令第 14 条第1項第 11 号の規定によるほか、第2屋内消火栓設備3の2(2)を準用すること。

ウ 設置方法

設置方法は、省令第 14 条第1項第 11 号の規定によるほか、第2屋内消火栓設備3の2(3)を準用すること。

エ ヘッドにおける放水圧力が 1MPa を超えないための措置

省令第 14 条第1項第 11 号ニに規定する「スプリンクラーヘッドにおける放水圧力が1MPaを超えないための措置」は、第2屋内消火栓設備3の2(4)を準用すること。

4 水源

水源は、省令第 13 条の6第1項第1号から第3号までの規定によるほか、次によること。

(1) 水源は、第2屋内消火栓設備4を準用すること。

(2) 一のスプリンクラー設備に異なる種別のヘッド又は方式が用いられる場合の水源水量は、それぞれのヘッド又は方式ごとに第4-9表に基づき計算した値のうち、最大となる数量とすること。

5 配管等

配管等は、省令第14条第1項第10号の規定によるほか、次によること。

(1) 配管

配管は第2屋内消火栓設備5(1)を準用するほか、配管の口径は、6配管等の摩擦損失計算により、水力計算で算出された呼び径とするほか、ヘッドの種別及び個数に応じて、次によること。

ア 枝管及び配水管

枝管及び配水管(配水主管からヘッド若しくは消火設備用巻出し管継手又は補助散水栓までの配管をいう。以下この項において同じ。)は、第4-1表及び第4-2表に掲げる呼び径以上(適用を受けるのは、防火対象物の用途に応じて第4-9表に掲げるヘッドの個数までとする。)とし、枝管に取り付けられるヘッドの数は、配水管から片側5個以下であること。●

この場合において、補助散水栓は、一のヘッドとみなして含むものとし、補助散水栓に至る配管は、呼び径25A以上のものとする。

第4-1表(放水量800ℓ/minのヘッドの場合)

呼び径	25A	32A	40A	50A	65A	80A
ヘッドの個数	2個以下	3個以下	5個以下	10個以下	20個以下	21個以上

第4-2表(放水量500ℓ/minのヘッドの場合)

呼び径	25A	32A	40A	50A
ヘッドの個数	3個以下	4個以下	8個以下	9個以上

イ 配水主管及び吸水主管

配水主管(流水検知装置から配水管までの配管をいう。以下この項において同じ。)及び給水主管(加圧送水装置から流水検知装置までの配管をいう。以下この項において同じ。)の配管の呼び径は、省令第14条第1項第10号において準用する省令第12条第1項第6号への規定にかかわらず、それぞれのヘッドごとに第4-9表に基づき計算したポンプの吐出量に応じて、第4-3表右欄に掲げる呼び径とすること。▲

第4-3表 ポンプ吐出量と管径

ポンプの吐出量	配管の呼び径
900ℓ/min 未満	100A 未満
900ℓ/min 以上 1,800ℓ/min 未満	100A 以上
1,800ℓ/min 以上 2,700ℓ/min 未満	125A 以上
2,700ℓ/min 以上 3,600ℓ/min 未満	150A 以上
3,600ℓ/min 以上	200A 以上

(2) 管継手

管継手は、第2屋内消火栓設備5(2)を準用するほか、消火設備用巻出し管継手は、金属製管継手等告示に適合する認定品のものとする。●

(3) バルブ類

バルブ類は、第2屋内消火栓設備5(3)を準用すること。

(4) 配管内の充水

配管内には、補助用高架水槽又は補助ポンプにより常時充水しておくこと。▲

この場合の補助用高架水槽又は補助ポンプは、第2屋内消火栓設備5(4)(ア(ア)及び(ウ)を除く。)を準用するほか、次によること。

ア 補助用高架水槽から立上り管までの配管は、呼び径 50A 以上のものとする。

イ 補助用高架水槽の有効水量は、1 m³以上とすること。

ただし、当該水槽の水位が低下した場合に呼び径 25A 以上の配管により自動的に給水できる装置を設けた場合には、当該水量を 0.5 m³以上とすることができる。

6 配管等の摩擦損失計算

配管等及び消防用ホースの摩擦損失計算は、摩擦損失計算告示によること。

7 ヘッドの設置を省略できる部分

省令第 13 条第3項の規定によるヘッドの設置を省略できる部分は、次によること。

(1) 機械浴室(寝たきり入居者の入浴のための特殊浴槽のある室をいう。)は、省令第 13 条第3項第1号に規定する「浴室」として取り扱うことができる。

(2) 防災センター及び中央管理室は、省令第 13 条第3項第2号に規定する「その他これらに類する室」として取り扱うことができる。

ただし、常時人がいる場所で、かつ、消防用設備等又は建築設備の操作盤、監視盤等の機器が設けられている場所(仮眠室、休憩所等は含まない。)に限ること。

(3) ポンプ室、衛生設備、ボイラー、給湯設備、冷温水発生機等を設ける機械室は、省令第 13 条第3項第3号に規定する「その他これらに類する室」として取り扱うことができる。

(4) 省令第 13 条第3項第6号に規定する「外部の気流が流通する場所」として、廊下、通路、ひさし等のうち、直接外気に面するそれぞれの部分から5m未満の箇所をいうものであること。

ただし、店舗、倉庫等に使用される部分及びヘッドが有効に感知できることが予想される部分にあつては、当該部分にヘッドを設けて警戒すること。

(5) 次に掲げる場所は、省令第 13 条第3項第7号に規定する「その他これらに類する室」として取り扱うことができる。

ア 回復室、洗浄滅菌室、器材室、器材洗浄室、器材準備室、滅菌水製造室、無菌室、洗浄消毒室(蒸気を熱源とするものに限る。)、陣痛室、木浴室及び汚物室

イ 無響室、心電室、心音室、筋電室、脳波室、基礎代謝室、ガス分析室、肺機能検査室、胃カメラ室、超音波検査室、採液及び採血室、天秤室、細菌検査室及び培養室、血清検査室

- 及び保存室、血液保存に供される室及び解剖室
- ウ 人工血液透析室に付属する診察室、検査室及び準備室
- エ 特殊浴室、蘇生室、バイオクリン室(白血病、臓器移植、火傷等治療室)、授乳室、調乳室、新生児室、未熟児室、離隔室及び観察室(未熟児の観察に限る。)
- オ 製剤部の無菌室、注射液製造室及び消毒室(蒸気を熱源とするものに限る。)
- カ 医療機器を備えた診察室及び理学療法室
- キ 手術関係のモニター室、ギブス室及び手術ホールの廊下
- ク 病理検査室、生化学検査室、臨床検査室、生理検査室等の検査室
- ケ 霊安室

(6) 次に掲げる場所は、省令第 13 条第 3 項第 8 号に規定する室として取り扱うことができる。

- ア 放射性同位元素に係る治療室、管理室、準備室、検査室、操作室及び貯蔵庫
- イ 診断及び検査関係の撮影室、透析室、操作室、暗室、心臓カテーテル室及び X 線テレビ室

(7) 省令第 13 条第 3 項第 10 号の 2 に規定する「地下道で通行の用に供される部分」には、地下道に置かれている移動可能(床に固定されておらず、人力により移動できるものをいう。)な売店、設備等が存する部分も含まれるものであること。

(8) 次に掲げる場所は、政令第 32 条の規定を適用して、ヘッドの設置を省略することができる。

- ア プール(更衣室、機械室、倉庫、売店等の付属施設を除く。)又はスケートリンク(滑走路部分に限る。)
- イ プレハブ式の冷凍室又は冷蔵室で、当該場所における火災を早期に感知することができる自動温度調節装置が設けられ、かつ、防災センター等常時人のいる場所にその旨の移報がなされ、警報が発せられる場合
- ウ 次の条件にすべて適合する収納庫(押入れ、クローゼット、物入れ等)で、当該収納庫の戸側に設けられている前面側のヘッドで有効に警戒されている部分
 - (ア) 棚等があり、人の出入りができないこと。
 - (イ) 照明器具、換気扇等が設けられていないもので、当該部分から出火の危険が少ないこと。
 - (ウ) ヘッドで警戒されていない場所に延焼拡大しないように、当該部分の天井が準不燃材料で造られていること。
 - (エ) 当該部分に面して省令第 13 条第 3 項の規定により、ヘッドで警戒されていない浴室、便所等がある場合は、壁が準不燃材料で造られていること。
- エ 可動式ブース(天井及び壁により囲われたブースで、防火対象物の床や壁に固定(工具等で簡単に取り外すことができるものを除く。)されており、人が出入りして利用するものをいう。以下同じ。)で、次の(ア)及び(ウ)に掲げる要件を満たすもの又は次の(イ)及び(エ)に掲げる要件を満たすもの。
 - (ア) 次のいずれにも該当しないこと。
 - a 政令第 5 条第 1 項に規定する対象火気設備等及び政令第 5 条の 2 第 1 項に規定する対象火気器具等(以下「火気設備等」という。)の使用を行うもの。

- b 宿泊を目的とするもの。
 - c b 以外のもので、仮眠を伴うおそれがあるもの。
- (イ) 次のいずれにも該当しないこと。
- a 火気設備等の使用を行うもの。
 - b a 以外のもので、喫煙その他の火気の使用を行うもの。
 - c 宿泊を目的とするもの。
- (ウ) 次に掲げる要件を満たすこと。
- a 可動式ブースの床面積は6㎡以下であること。
 - b 次の(a)又は(b)のいずれかの要件を満たすこと。
 - (a) 次のⅠからⅣまでに掲げる要件を満たすこと。
 - Ⅰ 可動式ブースの天井及び壁は不燃材料(建基法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。)で仕上げられていること。
 - Ⅱ 可動式ブース内に住宅用下方放出型自動消火装置(平成6年消防予第53号「住宅用下方放出型自動消火装置の性能及び設置の技術基準について」に定める基準に適合するものに限る。以下同じ。)が設置されていること。
 - Ⅲ Ⅱの住宅用下方放出型自動消火装置について、パッケージ型自動消火設備Ⅱ型の点検基準(該当する点検項目に限る。)の例により点検が実施され、適切に維持管理されていること。
 - Ⅳ 次の(i)又は(ii)のいずれにも該当しないこと。
 - (i) 当該可動式ブース内に可燃性の可燃物が存し、住宅用下方放出型自動消火装置では消火困難と認められる場合(例えば、表面が合成皮革、クッション材が主にポリウレタンで構成されており、座面(正面幅が概ね800mm以上)及び背面からなるソファ等が存する場合)
 - (ii) 平成6年消防予第53号別添「住宅用下方放出型自動消火装置の技術基準」第17条の消火試験で想定されていない方法により住宅用下方放出型自動消火装置が設置される場合(例えば、床から2.5mを超える高さに放出口が設けられる場合)
 - (b) 次のⅠからⅢまでに掲げる要件を満たすこと。
 - Ⅰ 当該可動式ブース内で火災が発生しても確実に消火できることが消火実験等により確認されていること。
 - Ⅱ 当該可動式ブース内で火災が発生しても当該可動式ブースから1m離れた場所を経由して避難する者が受ける熱量が3kW/㎡未満であり、かつ、当該可動式ブースから1m離れた場所の一酸化炭素濃度の最大値が1,000ppm以下であることが消火実験等により確認されていること。(a)ⅠからⅢまでに掲げる要件を満たす場合を除く。)
 - Ⅲ Ⅰ及びⅡについて、建物火災に係る工学分野に関する専門性を有する大学その他の第三者機関による検証結果が存すること。

c 可動式ブース外部から当該可動式ブース内で発生した火災を目視できること。(可動式ブースの内部及び外部直近に煙を感知する連動型住宅用防災警報器が有効に設置され、火災を感知した際に相互に連動させる等の方法により、可動式ブース内部で発生した火災及び可動式ブース外部直近で発生した火災をそれぞれ当該可動式ブース外部直近及び当該可動式ブース内部において早期に覚知できるよう措置されている場合を除く。)

(エ) 次に掲げる要件を満たすこと。

a (ウ)a 及び b に掲げる要件を満たすこと。

b 可動式ブースの内部及び外部直近に煙を感知する連動型住宅用防災警報器を有効に設置し、火災を感知した際に相互に連動させる等の方法により、可動式ブース内部で発生した火災及び可動式ブース外部直近で発生した火災をそれぞれ当該可動式ブース外部直近及び当該可動式ブース内部において早期に覚知できるよう措置されていること。(仮眠中の使用者に対し、火災の発生を早期覚知させることについて、連動型住宅用防災警報器の警報音による場合と同等以上の性能を有すると認められる場合に限る。)

c b の連動型住宅用防災警報器の設置(火災が発生した際に相互に連動させることを含む。)等の方法により、可動式ブース内部で発生した火災及び可動式ブース外部直近で発生した火災を当該防火対象物における従業員等の常駐場所で覚知できるよう措置されていること。

d 可動式ブースの出入口扉に施錠装置が設けられていないこと。(非常の際に外部から容易に解錠できる場合を除く。)

e 可動式ブース内部の見やすい箇所に喫煙その他の火気の使用を禁止する旨の表示が設けられていること。

8 ヘッドの設置

ヘッドの設置は、政令第 12 条第 2 項第 1 号、第 2 号イ並びに省令第 13 条の 2 及び第 13 条の 3 の規定によるほか、次によること。

(1) 配置形

標準型ヘッド(小区画型ヘッドを含む。)の配置は、原則として正方形又は矩形配置とすること。なお、一のヘッド当たりの防護面積が広く、かつ、単位面積当たりの散水量が低下する千鳥配置は行わないこと。▲

(2) 種別の異なるヘッドを用いる場合

種別の異なるヘッド(放水量、感度種別等)は、同一階の同一区画(防火区画されている部分、たれ壁等で区切られた部分等であって、当該部分における火災発生時において当該部分に設置されているヘッドが同時に作動すると想定される部分をいう。)内に設けないこと。▲

ただし、感度の種別及び放水量が同一のヘッドにあっては、この限りでない。

(3) 周囲の環境

作動遅れ又は誤作動の要因となる空調吹出口付近等の位置を避けて設置すること。▲

(4) 標準型ヘッド(小区画型ヘッドを除く。)を設置する場合

政令第 12 条第 2 項第 2 号イ及び省令第 13 条の 2 第 4 項第 1 号ホの規定は、次により取り扱うこと。

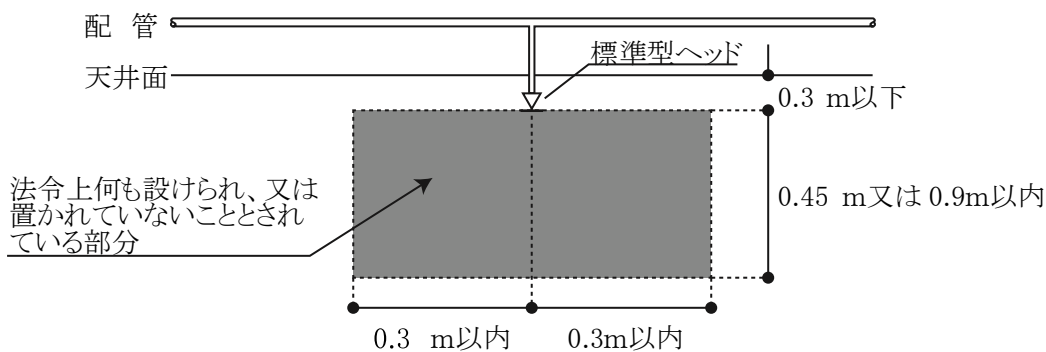
ア ヘッドは、天井の室内に面する部分に設けること。(政令第 12 条第 1 項第 6 号の防火対象物を除く。)●

なお、ルーバー等の開放型の飾り天井の場合は、(9)イによること。

イ 「スプリンクラーヘッドのデフレクターから下方 0.45m(可燃性の可燃物を収納する部分に設けられるヘッドにあつては、0.9m)以内で、かつ、水平方向 0.3m以内には、何も設けられ、又は置かれていないこと」とは、第 4-4 図の例によること。

なお、当該空間内に間仕切り壁等を設置した場合でも、ヘッドから壁等の距離にかかわらず、他のヘッドで有効に散水できる場合はこの限りでない。

ウ 「可燃性の可燃物」とは、危険物、指定可燃物のほか、ウレタンフォーム、綿糸、マッチ類、化学繊維等の着火危険性が高く、延焼速度の速いもの又は同様の状態(書物、書類等を除く。)にあるものをいうこと。



第 4-4 図

(5) 小区画型ヘッドを設置する場合

小区画型ヘッドを設置する場合は、省令第 13 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定によるほか、次によること。

ア 省令第 13 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する「宿泊室等」には、宿泊室、病室、談話室、娯楽室、居間、寝室、教養室、休憩室、面会室、休養室等が該当すること。

イ 小区画型ヘッドは、天井面から 0.5m 以下の部分の範囲を有効に濡らすことが必要であることから、当該ヘッドのデフレクターから下方 0.45m 以内で、かつ、水平方向の壁面までの間の範囲には、何も設けられ又は置かれていないこと。▲

なお、当該空間内に間仕切り壁等を設置した場合でも、ヘッドから壁等の距離にかかわらず、他のヘッドで有効に散水できる場合はこの限りでない。

ウ 小区画型ヘッド相互の設置間隔は、3m 以下とならないように設置すること。▲

ただし、3m を超えて設置できない場合にあつては、次のいずれかによることができる。

(ア) 個々の小区画型ヘッドの放水圧力、散水パターン等を確認のうえ隣接する小区画型ヘッドが濡れない距離とすること。

(イ) 相互の小区画型ヘッド間に遮水のための専用板等を設けるなど、隣接する小区画型ヘッドが濡れないための措置を講じること。

(6) 側壁型ヘッドを設置する場合

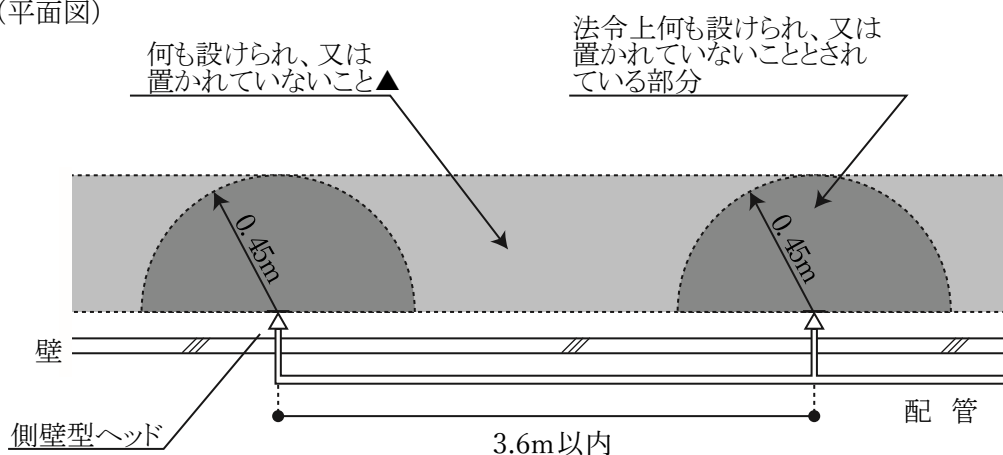
側壁型ヘッドを設置する場合は、省令第13条の3第3項の規定によるほか、次によること。

ア 省令第13条の3第3項第1号に規定する「廊下、通路その他これらに類する部分」には、廊下、通路、フロント、ロビー等が該当すること。

イ 省令第13条の3第3項第6号に側壁型ヘッドのデフレクターから下方0.45m以内で、かつ、水平方向0.45m以内には、何も設けられ又は置かれていないこととされているが、そのうち水平方向については、第4-5図の例によること。▲

なお、当該空間内に間仕切り壁等を設置した場合でも、ヘッドから壁等の距離にかかわらず、他のヘッドで有効に散水できる場合はこの限りでない。

(平面図)



第4-5図

(7) はり、たれ壁等がある場合

ア はり、たれ壁がある場合のヘッドの設置は、ヘッドの取付け面から0.4m以上突き出した梁等によって区画された部分に設けること。ただし、標準型ヘッドの場合で、梁等の相互間の中心距離が1.8m以下の場合、この限りでない。

イ 間仕切り用のアコーディオンカーテン等が設けられている場合は、間仕切りごとにヘッドを設けること。

ただし、天井吊り用メッシュ付きカーテン等の設置により、当該カーテン等の取付け状態が著しくヘッドの散水を妨げるものではないと認められる場合は、この限りでない。

(8) 天井が設けられていない場合

天井が設けられていない場合は、上階スラブ又は屋根の下部(法令で定める範囲内)にヘッドを設置すること。

(9) 給排気用ダクト、棚、ルーバー等がある場合

ア 給排気用ダクト、棚、ケーブルラック等(以下この項において「ダクト等」という。)が設けられている場合には、省令第13条の2第4項第1号口の規定によるほか、幅又は奥行きが1.2m以下のダクト等においても、当該ダクト等の下面に散水できるようにヘッドを天井等(天井の室内に面する部分又は上階の床若しくは屋根の下面をいう。以下この項において同じ。)に設けること。▲

なお、天井に設置したヘッドの放水曲線により床面すべてが警戒できる場合は、ダクト等の幅又は奥行きに関わらず政令第32条の規定を適用して、ヘッドを設けないことができる。

イ ルーバー等(取付ヘッドの作動温度以下で溶融等し、かつ、熱感知の障害とならないものを除く。)の開放型の飾り天井(以下この項において「飾り天井等」という。)が設けられる場合には、飾り天井等の下面にもヘッドを設けること。

ただし、格子材等の厚さ、幅及び取付状態が著しく散水を妨げるものではなく、開放部分の面積の合計が飾り天井等の70%以上であり、かつ、ヘッドのデフレクターから飾り天井等の上部までの距離が0.6m以上となる場合には、下面のヘッドを設けないことができる。

ウ 前ア又はイの場合において、ダクト等又は飾り天井等の下方にヘッドを設けるもので、当該ヘッドの感熱が上部ヘッドからの消火水により影響を受ける場合には、防護板を設けること。

エ 前ア又はイの場合において、ダクト等又は飾り天井等の下方にヘッドを設けるもので、当該ダクト等又は飾り天井等の上方に感知継手(火災の感知と同時に内蔵する弁体を開放し、開放型スプリンクラーヘッドに加圧水を供給する継手をいう。以下この項において同じ。)を当該機器の仕様により設け、さらに、下方に開放型スプリンクラーヘッドを設けた場合は、政令第32条の規定を適用し、上方部分にヘッドを設けることを要しない。

ただし、ダクト等又は飾り天井等の上方に可燃物が存する場合は、この限りでない。

(10) 傾斜天井等の配置の間隔

ア ヘッドを取り付ける面の傾斜が $3/10$ (17°)を超えるもの

屋根又は天井の頂部より当該頂部に最も近いヘッドに至るまでの間隔は、当該傾斜面に平行に配置されたヘッド相互間の間隔の 2 分の 1 以下の値とし、かつ、当該頂部から垂直距離が 1 m以下となるように設けること。

ただし、当該頂部のヘッドが設けられるものにあつては、この限りでない。

イ ヘッドを取り付ける面の傾斜が $1/1$ (45°)を超えるもの

屋根又は天井の頂部に設ける場合にあつては、当該屋根又は天井と当該ヘッドとの水平距離を 0.6 m以上とすることにより、当該屋根又は天井の頂部からの垂直距離が 1 mを超えて設けることができる。

9 制御弁

制御弁は、省令第14条第1項第3号の規定によるほか、次によること。

(1) 制御弁は、点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けること。▲

なお、ここでいう「点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所」とは、機器の点検ができる空間が確保された専用の室、ポンプ室、パイプシャフト若しくはパイプダクト又は壁、床及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料とした機械室(火気を使用する設備を設けた室を除く。)をいうものであること。

- (2) 制御弁は、容易に操作でき、かつ、いたずら防止その他適正な状態にあることが容易に確認できる場所に設けること。▲
- (3) 制御弁は、省令第14条第1項第3号イの規定にかかわらず、自動警報装置を設置する系統ごとに設置すること。▲
- (4) 省令第14条第1項第3号ロに規定する「みだりに閉止できない措置」とは、制御弁を収納した箱に封印をするか、若しくは制御弁のハンドル部に容易に破壊することができる封板等を設けるか、又は「常時開」のプレート等を制御弁の見やすい位置に取り付けることをいう。●
- (5) 省令第14条第1項第3号ハに規定する標識は、制御弁の設置場所が廊下その他の共用部分から容易に識別できる位置に設けること。▲

10 自動警報装置

自動警報装置は、省令第14条第1項第4号の規定によるほか、次によること。

- (1) 発信部に流水検知装置を用いる場合は、省令第14条第1項第4号、第4号の2、第4号の4及び第4号の5の規定によるほか、次によること。
 - ア 流水検知装置は、点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けること。▲

なお、ここでいう「点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所」とは、前9(1)を準用すること。
 - イ 湿式流水検知装置の内径は、設置されるヘッドごとに第4-9表に基づき計算した吐出量に応じて、第4-5表の下欄に掲げる呼び径以上のものを用いること。▲

第4-5表

吐出量(ℓ/min)	130	200	350	550	900
呼び径(A)	25	32	40	50	65
吐出量(ℓ/min)	1,350	2,100	3,300	4,800	8,500
呼び径(A)	80	100	125	150	200

ウ 一の流水検知装置に接続される配管系に放水量の異なるヘッド又は補助散水栓が設けられる場合の流水検知装置の検知流量定数(流水現象として検知し、信号又は警報の作動を制御するための流量をいう。)については、第4-6表によること。なお、原則として、検知流量定数 50・60(併用型)のものを使用すること。

第4-6表

一の流水検知装置に接続される配管系の組み合わせ	検知流量定数の区分		
	50	60	50・60 併用
標準型ヘッド(小画面型ヘッドを除く。)及び補助散水栓		○	○
側壁型ヘッド及び補助散水栓		○	○
標準型ヘッド(小画面型ヘッドを除く。)及び小画面型ヘッド	○		○
側壁型ヘッド及び小画面型ヘッド	○		○
小画面型ヘッド及び補助散水栓			○

エ 小画面型ヘッドを用いるスプリンクラー設備の流水検知装置は、省令第 14 条第 1 項第 4 号の 2 により、湿式のものとする事とされているが、予作動式のものを使用する場合にあっても、二次側の配管に充水する方式とする湿式とすることが必要であること。

オ 流水検知装置の技術上の規格を定める省令(昭和 58 年自治省令第 2 号)第 12 条の規定に基づき、基準の特例を受けた予作動式流水検知装置のうち、流水検知装置の弁体の二次側を大気圧より低い(以下この項において「負圧」という。)状態で火災を監視し、火災時には、自動火災報知設備の感知器又はスプリンクラー設備専用の感知器の火災信号により、流水検知装置の弁体が開放され、二次側に加圧水等が流入する構造のものを用いる場合、二次側が負圧状態であることに鑑み、次に掲げる事項に適合することを確認すること。

(ア) 負圧の状態で使用できる配管継手、ヘッドを使用すること。

(イ) 流水検知装置の弁体の開放に係る要件等、型式承認時に認められた範囲内において使用すること。

(ウ) ヘッドが破損する等の原因で、流水検知装置の二次側配管内の圧力に異常が発生した場合に音響等で異常を知らせる措置を講ずること。

(2) 一の発信部(流水検知装置又は圧力検知装置(以下この項において「流水検知装置等」という。))が受け持つ区域は、3,000 m²以下(工場、倉庫等で主要な出入口から内部を見とおすことができる場合には、12,000 m²以下)とすること。▲

なお、この場合の一の流水検知装置等が受け持つ区域は、省令第 13 条第 3 項の規定によるヘッドを設けない部分の床面積を含めること。

また、一の階に 2 以上の受け持ち区域を有する防火対象物は、原則として建基令第 112 条第 1 項に規定する防火区画をまたがないように設定し、当該流水検知装置等を設ける箇所の付近に受け持ち区域一覧図を備えておくこと。▲

(3) 一の発信部は、2 以上の階にわたらないこと。

(4) 階段室にヘッドを設置する場合、当該ヘッドに接続する配管は、いずれの階に設けられた発信部(流水検知装置等)からの配管と接続して差し支えない。

(5) 受信部の設置場所等

受信部の設置場所及び一の防火対象物に2以上の受信部を設置する場合は、省令第14条第1項第4号ニ及びホの規定によるほか、第10自動火災報知設備4(1)を準用すること。☞未策定

(6) 音響警報装置

音響警報装置は、省令第14条第1項第4号ただし書きにより、自動火災報知設備により警報が発せられる場合は、音響警報装置を設けないことができることとされているが、省令第24条第5号の規定により地区音響装置の代替として放送設備を設けた場合には、同等に取り扱って差し支えないものであること。

なお、この場合の放送設備の音声警報音のメッセージについては、火災放送とすること。

11 起動装置

起動装置は、省令第14条第1項第8号の規定によるほか、次によること。

- (1) 起動用水圧開閉装置の作動と連動して加圧送水装置を起動するものは、当該起動用水圧開閉装置の起動用水圧開閉器の位置における配管内の圧力が、次のいずれか大きい方の圧力の値に低下するまで、起動するよう調整されたものであること。

ア ポンプからの放水圧力が最も低くなると予想される最高位又は最遠部(以下この項において「最高位等」という。)のヘッドの位置から起動用水圧開閉装置の起動用水圧開閉器までの落差(H1)による圧力に0.15MPaを加えた値の圧力

イ 補助用高架水槽の位置から起動用水圧開閉装置の起動用水圧開閉器までの落差(H2)による圧力に0.05MPaを加えた値の圧力

ウ 補助散水栓を設置してあるものは最高位等の補助散水栓の位置から起動用水圧開閉装置の起動用水圧開閉器までの落差による圧力に、補助散水栓のノズル、消火栓弁及び消防用ホース等の摩擦損失水頭として機器仕様書に明示された数値を加えた値に0.3MPaを加えた値の圧力

- (2) 流水検知装置(自動警報弁に限る。)の作動と連動して加圧送水装置を起動させるものは、次のア又はイのいずれか大きい方の圧力値に低下するまでに起動するよう設定すること。ただし、乾式スプリンクラー設備及び予作動式スプリンクラー設備にあつては、ア又はイのそれぞれの値とすること。

ア 最高位のヘッドの位置において、放水圧力が0.15MPaまで低下するまでに流水検知装置の起動用圧力開閉器が作動できるように設定すること。

イ それぞれの補助散水栓の位置において、放水圧力が0.3MPaまで低下するまでに流水検知装置の起動用水圧開閉器が作動できるように設定すること。

12 末端試験弁

末端試験弁は、省令第14条第1項第5号の2の規定によるほか、次によること。

- (1) 同一階の配管に放水量の異なるヘッド又は補助散水栓が設けられる場合の当該配管の末端に設ける末端試験弁は、当該流水検知装置の検知流量定数の小さい方に相当する放水性

能を有するノズル等の試験用放水口を設ければ足りるものであること。

(2) 末端試験弁に接続する排水用の配管は、次によること。▲

ア 排水用の配管は、防火対象物の排水槽又は屋外等へ放流できるように設けること。

イ 末端試験弁と配水用配管を連結する配水管内に、背圧が発生しないよう十分な大きさの管径(32A、40A程度)で接続すること。

13 送水口

送水口は、政令第12条第2項第7号及び省令第14条第1項第6号の規定によるほか、次によること。

(1) 機器

ア 送水口は、スプリンクラー設備等の送水口の基準(平成13年消防庁告示第37号。以下「送水口告示」という。)に適合する認定品のものとする。●

イ 省令第14条第1項第6号ロに規定する送水口のホース結合金具は、差込式受け口のものとする。

(2) 設置方法

ア 送水口の周囲には、消防隊が消防用ホースの接続作業を行う際の空間が設けられていること。▲

イ 送水口は、消防隊が防災センター等に容易に至ることができる位置とするなど消防隊の活動に有効な位置とすること。▲

ウ 省令第14条第1項第6号ハに規定する「地盤面からの高さが0.5m以上1m以下」とは、地盤面から送水口のホース接続口中心までの距離とすること。

エ 送水口に接続する配管は、給水主管と同等以上とすること。

オ 送水口には、止水弁及び逆止弁を送水口の直近の容易に点検及び操作できる位置に設けること。▲

なお、排水弁は、止水弁及び逆止弁の一次側に設けること。(点検用の排水弁を止水弁及び逆止弁の二次側に設けることは、差し支えない。)

カ 省令第14条第1項第6号ホに規定する「送水圧力範囲を表示した標識」は、送水口ごとに設けること。

この場合、「送水圧力範囲」の送水圧力の数値は、各ヘッドからの所定の基準値の範囲にするため又はブースターポンプの一次側圧力を許容押込圧力内にするため、送水口から定格流量で送水した時の配管の摩擦損失、背圧等により水力計算で求めた値とすること。

14 補助散水栓

補助散水栓を設ける場合には、省令第13条の6第4項の規定によるほか、次によること。

(1) 機器

ア 構造等

補助散水栓及び放水に必要な器具は、屋内消火栓等告示に適合する認定品のものとする

こと。●

なお、補助散水栓箱内に連結送水管の放水口を併設する場合についても、認定品のものとする。●

イ 位置表示灯

(ア) 認定品のものとして位置表示灯(省令第13条の6第4項第3号ロに規定する赤色の灯火をいう。以下この項において同じ。)が含まれていないものは、第2屋内消火栓設備7(2)イによること。▲

(イ) 位置表示灯は、点滅させることにより加圧送水装置の始動を表示できること。▲

ウ 開閉弁

開閉弁は、結合金具の規格省令に規定する呼称25のものに適合するものであること。●

エ 消防用ホース

(ア) 消防用ホースは、消防用ホースの規格省令に規定する保形ホースとすること。

(イ) 消防用ホースは、消防用ホースの規格省令に規定する呼称25のもので長さ20mのものを設けること。▲

オ 表示

(ア) 補助散水栓に表示する「消火用散水栓」の文字の大きさは、1文字につき20cm²以上とすること。●

(イ) 連結送水管の放水口と併設するものは、第2屋内消火栓設備7(2)キ(ウ)の例による表示をすること。●

(ウ) 屋内消火栓等告示第13第2号(2)に規定する「一人で放水操作が可能である旨」の表示マークは、補助散水栓扉の左上隅に貼付すること。●

(2) 設置方法

ア 補助散水栓は、同一防火対象物(増築等の防火対象物で、当該増築以外の部分に設けられている既存のものを除く。)には、同一操作性のものを設置すること。▲

イ 補助散水栓の操作が容易で、かつ、障害となるものがない場所に設けること。▲

ウ 省令第13条の6第4項第6号ロに規定する「各部分に有効に放水することができる」とは、ヘッドが設けられていない部分が間仕切壁等により放水できない部分が生じないよう、消防用ホースを延長する経路、消防用ホースの長さ及び放水距離を考慮し、有効に消火できるよう設けることをいうものであること。

この場合の放水距離は、概ね10mとすること。▲

(3) 補助散水栓の配管は、次によること。

ア 補助散水栓への接続は、呼び径25A以上とすること。

イ 湿式流水検知装置等を用いるスプリンクラー設備に補助散水栓を設ける場合の配管は、各階の流水検知装置等の二次側配管から分岐して設置すること。

ウ 乾式流水検知装置又は予作動式流水検知装置を用いるスプリンクラー設備に補助散水栓を設ける場合の配管は、補助散水栓専用の湿式流水検知装置の二次側配管から分岐して設置すること。

- エ 補助散水栓のノズル先端における放水圧力は、加圧送水装置等に 1.0MPa を超えないように第2屋内消火栓設備3(4)及び3の2(4)の例の方法等による措置を講じること。●
- オ ヘッドを設けない階(当該階すべてが省令第 13 条第3項に規定する部分等である階)に補助散水栓を設置して警戒する場合に、次の条件にすべて適合するものについては、5階層以下を一の補助散水栓専用の流水検知装置の二次側配管から分岐することができる。
- (ア) 地上と地下部分を別系統とすること。
 - (イ) 補助散水栓で警戒する部分にあつては、自動火災報知設備により有効に警戒されていること。
 - (ウ) 補助散水栓の一次側には、階ごとに止水弁を設置すること。
 - (エ) 放水した補助散水栓が確認できるように、各補助散水栓にリミッタースイッチ等を設けること。

15 表示及び警報

表示及び警報は、次によること。(省令第 14 条第1項第 12 号の規定により総合操作盤が設けられている場合を除く。)

- (1) 次の表示及び警報(ベル、ブザー等)は、防災センター等にできるものであること。▲
- ア 加圧送水装置の作動(ポンプ等の起動、停止等の運転状況)の状態表示
 - イ 呼水槽の減水状態の表示及び警報(呼水槽に設けた当該水槽の有効水量が2分の1に減水した際に警報を発する減水警報装置によるもの)
 - ウ 感知部の作動の状態表示(予作動式で専用の感知器を用いる場合に限る。)
 - エ 流水検知装置等の作動状態の警報
 - オ 水源水槽の減水状態の表示及び警報(水源水槽に減水警報装置を設けた場合に限る。)
 - カ 補助用高架水槽の減水状態の表示及び警報(補助用高架水槽に減水警報装置を設けた場合に限る。)
- (2) 次の表示及び警報(ベル、ブザー等)は、防火対象物の規模及び用途に応じて、防災センター等にできるものであること。▲
- ア 減圧状態(二次側に圧力設定を必要とするものに限る。)の表示及び警報
 - イ 加圧送水装置の電源断の状態表示及び警報
 - ウ 手動状態(開放型スプリンクラーで自動式のものに限る。)
 - エ 連動断の状態表示(自動火災報知設備等の作動と連動するものに限る。)

16 貯水槽等の耐震措置

省令第 14 条第1項第 13 号の規定による貯水槽等の耐震措置は、第2屋内消火栓設備9を準用すること。

17 非常電源及び配線等

非常電源及び配線等は、省令第 14 条第1項第6号の2及び第9号の規定によるほか、次による

こと。

(1) 非常電源等

非常電源及び非常電源回路の配線等は、第 23 非常電源によること。☞未策定

(2) 常用電源回路の配線

常用電源回路の配線は、第2屋内消火栓設備 10(2)を準用すること。

(3) 非常電源回路、操作回路、表示灯回路及び警報装置回路の配線は、次によること。

ア 非常電源回路

耐火配線を使用すること。

イ 操作回路

耐熱配線を使用すること。

ウ 表示灯回路

省令第 13 条の6第4項第3号ロ及びハ(イ)に規定する灯火の回路の配線は、耐熱配線を使用すること。▲

エ 音響警報装置回路

省令第 14 条第1項第4号に規定する自動警報装置の回路の配線は、耐熱配線とすること。

18 総合操作盤

省令第 14 条第1項第 12 号に規定する総合操作盤は、第 24 総合操作盤によること。☞未策定

19 乾式又は予作動式流水検知装置を用いるスプリンクラー設備

乾式スプリンクラー設備又は予作動式スプリンクラー設備は、前2から 18 までによるほか、次によること。

(1) 設置場所

ア 乾式スプリンクラー設備は、スプリンクラー設備の配管等の凍結による被害を生ずるおそれがある場所に主として設置することができるものであること。▲

イ 予作動式スプリンクラー設備は、万一誤って放水した場合に特に著しい水損が生ずるおそれがある場所に主として設置することができるものであること。▲

(2) 空気加圧用の加圧装置

乾式スプリンクラー設備又は予作動式スプリンクラー設備(二次側に圧力の設定を必要とするもの)の空気加圧用の加圧装置は、次によること。

ア 乾式又は予作動式流水検知装置の二次側の空気を加圧するための加圧装置は、専用のエアコンプレッサーを用いる方式とすること。▲

イ 加圧装置の能力は、乾式又は予作動式流水検知装置の二次側配管の圧力設定値まで加圧するために要する時間が 30 分以内のものであること。▲

ウ エアコンプレッサーの設置場所は、第2屋内消火栓設備3(1)ア及びイを準用するほか、次に掲げる場所に設けること。▲

(ア) じんあい、微粉又は水蒸気が多量に滞留しない場所

- (イ) 温度 40℃以下で温度変化が少ない場所
- (ウ) 直射日光及び雨水のかかるおそれの少ない場所
- (エ) 可燃性のガス又は蒸気が発生し、又は滞留するおそれのない場所
- (オ) 腐食性ガスが発生するおそれのない場所

エ 圧縮空気を送り込む配管は、省令第 14 条第 1 項第 10 号イに規定される材料を用いるほか、呼び径 25A 以上とすること。▲

オ エアコンプレッサーは、常用電源回路の分電盤から専用とし、他の動力回路の故障による影響を受けるおそれのないものには、非常電源を設けないことができること。

(3) 負圧装置の真空ポンプ

予作動式スプリンクラー設備（流水検知装置の弁体の二次側を負圧状態で火災を監視し、火災時には、自動火災報知設備の感知器又はスプリンクラー設備専用の感知器の信号により、流水検知装置の弁体が開放され、二次側に加圧水等が流入する構造のもの）の負圧装置に用いる真空ポンプは、次によること。

ア 専用の真空ポンプを用いる方式とすること。▲

イ 真空ポンプは、常用電源回路の分電盤から専用とし、他の動力回路の故障による影響を受けるおそれのないものには、非常電源を設けないことができること。

(4) 減圧警報装置

乾式スプリンクラー設備又は予作動式スプリンクラー設備（二次側に圧力の設定を必要とするもの）について、省令第 14 条第 1 項第 4 号の 5 に規定する流水検知装置の圧力設定値よりも二次側の圧力が低下した場合に自動的に警報を発する装置は、防災センター等に警報及び表示ができるものであること。●

(5) 感知部

予作動式流水検知装置を作動させるための感知部は、次によること。

ア 感知部は、専用の感知器とすること。▲

ただし、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備の機能に影響を及ぼさない場合で、かつ、放水区域と自動火災報知設備の警戒区域の範囲を同一とした場合にあっては、自動火災報知設備の火災信号等により乾式流水検知装置を作動させることができる。

イ 感知部として用いる感知器（煙感知器及び炎感知器を除く。）の公称作動温度は、ヘッドの標示温度より低いものとし、非火災報の発するおそれがないように設けること。▲

ウ 感知部と予作動式流水検知装置とは、常時連動状態とし、防災センター等から遠隔で連動を制御できるボタン等を設ける場合には、容易に連動を解除できない措置を講じること。

エ 前ウの遠隔の連動ボタン等には、予作動式流水検知装置との連動装置である旨の表示をすること。▲

(6) 配管

乾式又は予作動式流水検知装置の二次側配管は、次によること。

ア 流水検知装置の二次側配管には、当該流水検知装置の作動を試験するための配管及びバルブを設けること。▲

イ 省令第14条第1項第8号の2に規定するヘッドが開放した場合に1分以内に当該ヘッドから放水できるものとするための措置は、二次側の配管容積を第4-7表により計算したときに、第4-8表に示す二次側の配管容積以下となる流水検知装置の呼び径とすること。●

ただし、流水検知装置又はその直近に急速開放装置又は空気排出器を設ける場合は、この限りではない。

第4-7表 JIS G3442、JIS G3452(白管に限る。)

呼び径	25A	32A	40A	50A	65A	80A	100A	125A	150A	200A
1 m 当たり の容積(ℓ)	0.6	1.0	1.4	2.2	3.6	5.1	8.7	13.4	18.9	32.9

第4-8表

流水検知装置 の呼び径(A)	50	65	80	100	125	150	200
二次側の配管 容積(ℓ)	70 以下	200 以下	400 以下	750 以下	1,200 以下	2,800 以下	2,800 以下

ウ 省令第14条第1項第10号イに規定する「亜鉛メッキ等による防食処理を施す」ための措置は、次に掲げる配管及び管継手を用いる配管施工によること。●

(ア) 配管

- a JIS G3442(水道管用亜鉛メッキ鋼管)
- b JIS G3452(配管用炭素鋼鋼管のうち白管に限る。)

(イ) 継手

- a JIS B2210(鋼製管フランジの基準寸法のうち呼び圧力5K、10K 又は 16K の使用圧力に適合する基準寸法のもので、溶融亜鉛メッキを施したねじ込み式に加工されたもの)
- b JIS B2301(ねじ込み式可鍛鉄製管継手のうち、溶融亜鉛メッキを施したもの)

エ 省令第14条第1項第10号ロに規定する二次側配管には、当該配管内の水を有効に排出できる措置は、次による配管の勾配を施し、排水のための弁を設けること。この場合、当該弁の直近の見やすい箇所に排水弁である旨の表示をすること。●

(ア) 配水主管にあつては、配管 10mにつき 2cm以上

(イ) 配水管にあつては、配管 10mにつき 4cm以上

オ 予作動式流水検知装置の二次側配管等には、手動でも起動できる措置(手動弁の設置)を講じるとともに当該装置である旨の表示をすること。▲

(7) ヘッドの設置

ア ヘッドは、上向き型を用いること。▲

ただし、ヘッド及び接続配管部分が凍結のおそれがない場合には、下向き型を用いることができる。

イ ヘッドの配置及び設置は、前8の例によること。

(8) 配線等

ア 予作動式スプリンクラー設備の制御盤等(受信部を含む。)から電磁弁又は電動弁までの配線は、耐熱措置を講じるとともに、当該スプリンクラー設備の制御盤及び電磁弁又は電動弁に非常電源を設置すること。

この場合、非常電源の容量は、3箇所(2箇所以下のものは、最大設置箇所数とする。)の予作動式流水検知装置を作動させる容量のものであること。

イ 自動火災報知設備の火災信号等で予作動式流水検知装置を作動させる場合の当該自動火災報知設備の非常電源の容量は、第 23 非常電源第 23-1表のスプリンクラー設備に準じたものとする。

第4-9表

ヘッドの 区分	防火対象物の区分		個数	吐出量 (ℓ/min)	水源水量 (m ³)	
標準型 ヘッド	百貨店及び複合用途で百貨店が存 するもの		15 個	1,350	24.0	
		高感度型ヘッド	12 個	1,080	19.2	
	政令第 12 条第1 項第1号から第4 号まで第 10 号か ら第 12 号までの 防火対象物	その 他の もの	地階を除く階数が 10 以下の 防火対象物	10 個	900	16.0
			高感度型ヘッド	8 個	720	12.8
		地階を除く階数が 11 以上の 防火対象物		15 個	1,350	24.0
			高感度型ヘッド	12 個	1,080	19.2
	政令第 12 条第1項第6号及び第7号の防火対象物		15 個	1,350	24.0	
		高感度型ヘッド	12 個	1,080	19.2	
	政令第 12 条第1項第8号の指定可燃物(可燃性液体類 を除く。)を危険物の規制に関する政令別表第4で定める 数量の 1,000 倍以上貯蔵し、又は取り扱うもの		20 個	1,800	32.0	
		感度種別1種	16 個	1,440	25.6	
小区画型 ヘッド	地階を除く階数が 10 以下の防火対象物(政令第 12 条第 1項第1号に掲げる防火対象物で基準面積が 1,000 m ² 未 満のものを除く。)		8 個	480	8.0	
	地階を除く階数が 11 以上の防火対象物		12 個	720	12.0	
側壁型 ヘッド	地階を除く階数が 10 以下の防火対象物		8 個	720	12.8	
	地階を除く階数が 11 以上の防火対象物		12 個	1,080	19.2	

備考 1 乾式又は予作動式流水検知装置が設けられているスプリンクラー設備の水源水量及びポンプ吐出量を求める場合は、個数欄に定める個数に 1.5 を乗じて得た個数(小数点以下切り上げ)とする。

2 ポンプ吐出量は、次に掲げるヘッドの種類に応じて、乗じて得た量以上とする。

- (1) 標準型ヘッド及び側壁型ヘッド 90ℓ/min
 - (2) 小区画型ヘッド 60ℓ/min
- 3 水源水量は、次に掲げるヘッドの種類に応じて、乗じて得た量以上とする。
- (1) 標準型ヘッド及び側壁型ヘッド 1.6 m³
 - (2) 小区画型ヘッド 1.0 m³
- 4 表中の「高感度型ヘッド」とは、有効散水半径が 2.6 のものをいい、有効散水半径が 2.8 のものについては、省令第 13 条の6に示すとおり運用とすること。